

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づ 官報整理番号
き指定を取り消した優先評価化学物質の名称

7 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	(2)-36
12 1，2－ジクロロプロパン	(2)-81
14 1，3－ジクロロプロペン（別名D－D）	(2)-125
57 オートルイジン	(3)-186
73 4，4'－ジアミノ－3，3'－ジクロロジフェニルメタン（別名4	(4)-95
，4'－メチレンビス（2－クロロアニリン）	(4)-96

(4)-275

79 ビシクロ [2 . 2 . 1] ヘプタン - 2 , 5 (又は 2 , 6) - ジイル (4)-1715
= ジシアニドの混合物

100 *N*-メチルジデカン - 1 - イルアミン (2)-176

113 アクロレイン (2)-521

141 4 - ブロモ - 2 - (4 - クロロフェニル) - 5 - (トリフルオロメ
チル) - 1 *H*-ピロール - 3 - カルボニトリル (5)-6964